

介護職員等特定処遇改善加算

1. 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまでの数次にわたる取り組みが行われてきました。「新しい経済パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「介護人材確保のための取り組みを一層進めるため、経験・技能・のある職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が増設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外は処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

2. 「見える化要件」とは

介護職員等処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

3. 職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示致します。

職場環境の改善		
	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資格取得支援制度を導入し、受講料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 新人職員の早期離職防止のためのプリセプター制度等を導入している。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため、管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得推進を行っている。
	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事務所内にタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器の導入	電動ベッドや移乗用ボードを導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	子育てとの両立を目指すための育児休業制度の充実、事業所内保有施設の充実	仕事と子育ての両立の一環として、育児休業制度の導入、推進を行っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝、ミーティングを開き情報共有を徹底している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故防止委員会他、各種委員会の運営やマニュアルの作成を実施している。
	健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙室スペース等の整備	年次健康診断の実施、腰痛検査、インフルエンザ予防注射の費用負担、職員休憩室整備を行っている。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	ミーティング等で法人理念を唱和し、共有を図っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域ケアの一員としてのモチベーション向上	小学校、中学校、高校生のボランティア受け入れを行っている。また、納涼祭・清楽園祭で地域住民との交流の場を設けている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している